

市制 75 周年記念パレード開催事業業務委託仕様書

1 委託業務名

市制 75 周年記念パレード開催事業業務委託

2 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

3 業務目的

市制施行から 75 周年という節目を、市民・地域団体・行政が一体となって祝う記念パレードを実施する。市民・地域団体等の参加を通じて「市民が主役」となるパレードとし、世代や地域を超えた市全体の結束力を高める。

4 開催概要

市制 75 周年を祝う記念事業として位置付けする、市民パレードを開催する。

開催にあたっては、市内の教育機関や事業者、各種団体等と連携し、市全体の賑わいを創出すること。

(1) 開催日時 令和 8 年 5 月 17 日（日）午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで（予定）

※焼津港内港エリアにて実施する記念展示の時間は別に定める。

※少雨決行・荒天中止とする。

(2) 開催場所 臨港 20 号道路、焼津内港（位置図は別紙 1、別紙 2 のとおり。）

(3) 主なターゲット層 （パレード参加者）市民（来訪客）県内外ファミリー層

(4) 想定集客 約 8 万人

(5) 主な内容

- ・市が手配するパレード実施団体（1 団体）を含めたパレードの実施
- ・市民、市内団体等向けの参加公募を含めたパレードの実施
- ・焼津漁港（内港エリア）にて市が指定する記念展示、管理及び運営
- ・同時開催イベント（第 72 回焼津みなとまつり等）との連携 等

(6) 主 催 焼津市

5 業務内容

受注者は以下の業務を実施し、企画、交渉、調整、運営、各種手続き手配等の一切を担うものとする（関連団体や府内関係各課との調整及び会場使用に係る申請手続きについてはこの限りではないが、必要な資料作成等は行うこと。）。各業務の実施にあたっては実現可能なスケジュールを組み、確実な進捗管理体制を構築すること。なお、スケジュールの作成にあたっては、業務の精算にかかる期間を考慮すること。業務内容は以下に掲げる(1)～(12)とする。

- (1) パレード会場レイアウトの作成
- (2) パレード関連イベントの企画調整
- (3) 運営マニュアルの作成
- (4) 人員配置計画の作成
- (5) 保険加入
- (6) 会場設営
- (7) 来場者の動線、安全確保（警備）

- (8) 当日の会場運営・進行管理
- (9) 駐車場用地の確保
- (10) 広報
- (11) 効果測定
- (12) 業務完了報告書の作成

項目	(1) パレード会場レイアウトの作成
内容	<p>パレードが円滑かつ安全に運営されるよう全体調整を行う。公衆衛生、危険防止策を十分に講じた会場全体のゾーニング、防護柵の配置等を含めたレイアウトを提案し、市と協議の上で決定すること。必須事項は以下ア～ス及び別紙1、2(図面)のとおり。</p> <p>ア パレード運営本部（本部スタッフ、看護師及び警察が駐在する仮設テント）を設置し、運営管理や各種問合せ対応にあたること。なおパレードの進行状況に関する問合せや焼津漁港内港で実施する記念展示の具体的な場所について、スムーズに案内できる対策を講じること。</p> <p>イ 想定する来場者数（約8万人、県内外ファミリー層中心）を考慮し、十分なスペースを確保すること。</p> <p>ウ パレード出演者・出演団体の入退場、来場者並びに前後出演者の安全性を考慮した上で、円滑に実施できるような会場レイアウトを作成すること。</p> <p>エ パレード実施の道路上（臨港20号道路上）への観客流入を防止する防護柵等を設置するほか、漁港施設等への立入禁止措置も図ること。</p> <p>オ 来場者向けに会場案内及び交通規制等の案内看板を作成し、会場レイアウト及び人流を考慮した配置計画を作成し、看板の設置作業を行うこと。看板作成・設置費用は委託費に含める。</p> <p>カ 漁港岸壁に漁船が停泊している状況を想定し、漁業関係者等の車両駐車スペース及び車両出入りの動線を考慮すること。（詳細は施設管理者等と協議の上決定する。）</p> <p>キ 緊急車両の出動動線を確保すること。</p> <p>ク 運営関係者用の駐車場を確保すること。</p> <p>ケ 関係者が利用する車両の発着スペースを確保すること。</p> <p>コ 車椅子利用者スペース、授乳等スペース、メディア向けスペース（2箇所）、関係者等観覧スペースを確保すること。</p> <p>サ 一般駐輪場を確保すること。</p> <p>シ 仮設トイレ及び手洗い場を設置すること。設置数については、洋式35個、男性（小）10個、車いす用4個、手洗い場8個を目安とし、設置箇所及び各箇所の配置数については、会場レイアウトや動線を考慮すること。し尿汲み取りの手配は受注者が行うものとし、汲み取り費用も委託費に含める。</p> <p>ス 消防、警察（交通規制）等、イベント実施にあたって必要な手続きを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること。 ■ 法令等により委任・代理が不可能な場合は、あらかじめその旨を市へ報告すること。 ■ 手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含める。

項目	(2) パレード関連イベントの企画調整
内容	<p>約1時間のパレードとし、各出演者及び出演団体間において、一体感を創出する企画を考案すること。その実施内容は、提案をもとに市と協議の上で決定する。必須事項は以下ア～エ及び別紙1、2（図面）のとおりとする。</p> <p>ア 市が手配するパレード実施団体（1者）を含めたパレードの実施（約30分間） ※当該パレードの実施は、市が公募・取りまとめする80名程度のキッズダンスとのコラボ企画とする。 ※警備や会場設営、施設使用等に関する費用は委託費に含める。</p> <p>イ 市民、市内団体等向けの参加公募を含めたパレードの提案、実施（約30分間） ※公募は受注者が行うものとし、事務局も受注者が設置し、運営すること。</p> <p>ウ 焼津港（内港エリア）にて、市が指定する記念展示の管理、運営 ※展示時間は午前から夕方までの時間を想定し、詳細は別途協議の上決定する。 ※記念展示における内港エリア敷地内のレイアウトは市が指定する。受注者は、敷地外に観客待機列が延びた場合の動線について市と協議のうえ対応すること。 ※内港エリアの海沿い（旧魚市場会館目の前の直線箇所を想定）に転落防止策を講じるとともに、海沿い及び敷地外道路への警備配置を検討・実施すること。 ※来場者が順番に記念撮影できるよう、整列スペース及び動線を確保し、混雑時も含め安全かつ円滑に来場できるレイアウト、人員配置を提案すること。ただし、当日の整列誘導の従事については、市（または市が指定する者）が行うものとする。 ※スタッフの休憩場所（市が指定する施設の4部屋程度。費用は最大7万円程度を見込む）を確保すること。費用については、委託費に含める。</p> <p>エ 同時開催イベント（第72回焼津みなとまつり等）との連携実施 同時開催イベントと相乗効果が得られるように、各イベント主催者と連携して実施すること。</p>
項目	(3) 運営マニュアルの作成
内容	企画に基づいた実施運営マニュアルを作成の上、運営にあたること。マニュアルには、当日の進行や人員配置、通信連絡体制の整備、各種図面のほか、緊急時対応（地震・津波・火災発生時等及び体調不良者発生時等）、危機管理規程、悪天候対応（雨天や暴風）、中止時の対応も含める。中止の判断基準は市と協議の上で決定すること。
項目	(4) 人員配置計画の作成
内容	全体管理、パレード進行、会場内警備・巡回、海中転落防止策、来場者案内・誘導（会場への入退場や避難誘導を含む。）、焼津漁港（内港エリア）、イベント会場から小川漁港付近までのルート警備、清掃等の実施について、各所への適正な人員配置計画案を作成し、市の了解を得ること。なお緊急時対応のため会場内に看護師2名が常駐する。（配置人数は変更となる場合がある。） なお、市職員等の動員人数及び配置については、事前に市と協議の上で決定するものとし、人数の要望並びに想定する配置案は提案すること。
項目	(5) 保険加入
内容	傷害保険（来場者・スタッフ等）及び施設賠償責任保険（対人・対物）に加入すること。
項目	(6) 会場設営 ※会場は別紙1（図面）で指定。

内容	<p>会場の設営・撤去（設営前の状態に復旧）を行うとともに、来場者が安全かつ快適に参加・観覧できるよう、適切な維持管理を行うこと。なお会場付近は風の影響を強く受けることを考慮し、安全確保を前提とした工程を考案すること。</p> <p>ア 会場設営は、令和8年5月15日（金）から16日（土）の日没までに行うものとし、撤去は17日（日）中の完了とする。ただし、仮設トイレの汲み取り・撤去および最終確認などの軽微な作業は18日（月）正午まで実施可能とする。（詳細は施設管理者等と協議の上で決定する。）</p> <p>イ 海中転落防止策を講じること。</p> <p>ウ パレードならびに関連イベント終了後は会場内および会場周辺の清掃及びごみの収集処分を実施すること。来場者の飲食により出たごみは各自持ち帰りを原則とし、会場内にごみが投棄されないような対策を講じること。</p> <p>エ 会場施設等に損害を与えるなど、その原状回復に費用が生じた場合は、原則として受注者が負担すること。</p> <p>オ 周辺施設への無断駐車等を防止する策を講じること。</p>
項目	(7) 来場者の動線、安全確保（警備）
内容	<p>観覧者および来場者の安全な動線を確保するとともに、(4)の人員配置計画案に基づく十分な警備員を調達し、配置すること。</p> <p>ア 警備員の調達・従事にかかる費用は委託費に含める。</p> <p>イ 運営本部、警備員及び救護所等における連絡体制を整備した上で、連絡に使用する通信機材（無線）を用意すること。機材の手配にかかる費用は、委託費に含める。</p> <p>ウ 来場者の安全対策を講じた上で、関係車両の誘導を行うこと。</p>
項目	(8) 当日の会場運営・進行管理
内容	パレードの進行および会場全体の運営を行うこと。なお運営にあたっては、隨時、市と情報共有・確認を行ながら適切に進めること。
項目	(9) 駐車場用地の確保
	来場者用の臨時駐車場（焼津市文化センター第2～4駐車場及び清見田公園グラウンドを予定）設置し、運営すること。駐車場の運営にあたっては、施設利用者の駐車場使用に支障が出ないよう指定管理者と十分に協議を行うこと。
項目	(10) 広報
内容	<p>パレードならびに関連イベントの内容や会場動線・交通アクセスについて、効果的に発信すること。また、次の内容については必ず実施し、その他具体的な広報手法は提案によるものとし、掲載内容は市と協議の上で決定すること。</p> <p>ア ポスター、チラシを制作すること。市内への配布のほか、関係機関や協力団体等への配布を踏まえ、必要と考える部数・仕様で作成する。なお、市及び関係機関等への発送・納品業務は受注者が担うものとする。</p>
項目	(11) 効果測定
内容	公益財団法人するが企画観光局へ調査分析を依頼し、事業効果を検証すること。オンラインアンケートを活用する必要経費（調査依頼費、景品の事前購入費等含む）は受注者負担とする。設問設計については、公益財団法人するが企画観光局の定める内容を基本として、実施に関する詳細は個別に調整すること。
項目	(12) 業務完了報告書の作成

内容	業務完了後、業務の実施内容と成果、委託業務収支決算書、その他実施内容の説明に必要と考えられる資料等を報告書として作成し、速やかに提出すること。
----	---

6 業務の進め方

業務の詳細については適宜協議を行いながら進めるものとし、進捗状況を綿密に報告すること。

7 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

8 著作権その他の権利

- (1) 製作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に市に譲渡する必要はないが、制作物が著作物に該当する該当しないにかかわらず、市が当該制作物の撮影画像等を市の P R 等に使用する権利は保証すること。
- (2) 次のいずれかの者に制作物にかかる著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権を受注者に譲渡させること。
 - ア 受注者の従業員
 - イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

9 その他

(1) 秘密保持

受注者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本業務の全部または大部分を第三者に委託することはできない。
 イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を市に提出し、承認を得なければならない。

(3) 費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

(4) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び業務実施にあたって疑義が生じた場合は、市と協議の上で決定すること。